

用語集

用語集

令和2年1月1日現在

あ

◇ 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

◇ NBC攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

◇ NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のこと。

◇ ^{エム} - ^{ネット} ^ト（緊急情報ネットワークシステム）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体、指定行政機関及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステムをいう。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。

か

◇ 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の

過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

◇ 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本方針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

◇ 緊急事態連絡会議

武力攻撃事態、大規模テロ、大規模火事、大規模事故等の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、本市に設置される会議のこと。

緊急事態による被害が拡大するおそれが解消したと認めたとき又は災害対策本部、国民保護対策本部若しくは緊急処理事態対策本部が開設されたときは、閉鎖される。

◇ 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

◇ 緊急処理事態対処方針

緊急処理事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。

内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。

◇ 緊急対処措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基

づいて実施する次に掲げる措置のこと。

- (1) 緊急対処事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置
- (2) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

◇ 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の(2)のことである。

◇ 緊急対処事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

◇ 緊急対処事態対策本部（国）

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に緊急対処事態対策本部が設置される。

武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。

◇ 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

◇ 義援金等

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭や物品のこと。

◇ 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

◇ ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員をいう。

◇ 高規格救急車

救急救命士が行う救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

◇ 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」等を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。 → ジュネーヴ諸条約

◇ 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

◇ 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。都道府県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県については内閣総理大臣に協議し、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

◇ 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

◇ 国民保護措置等

対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条3項に掲げる国民の保護のための措置（同項第6号に掲げる措置にあつては、対処基本方針等が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）及び事態対処法第22条第3項第2号に掲げる緊急対処保護措置のことである。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ

◇ 災害拠点病院

救護所や救急医療機関等に対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。

◇ J - A L E R T（全国瞬時警報システム）

地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通

信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

◇ シェルター

避難壕。防空壕のこと。「核シェルター」のことを指す場合が多く、核兵器の被害（熱線、爆風、放射能汚染）から身を守るために隠れるための施設のことをいう。

◇ 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

◇ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。116機関が指定されている。

◇ 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。

◇ 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業

を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。埼玉県では42事業者が指定されている。

◇ 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

◇ 事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」である。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された(平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)。武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連7法という。有事関連7法は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)
- (2) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(米軍行動関連措置法)
- (3) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(海上輸送規制法)
- (4) 自衛隊法の一部を改正する法律
- (5) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(特定公共施設利用法)
- (6) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(捕虜取扱い法)
- (7) 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(国際人道法違反処罰法)

◇ ジュネーヴ諸条約

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定め

ており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- (1) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第1条約）
- (2) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第2条約）

＜主な内容＞ 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。

- (3) 捕虜の待遇に関する条約（第3条約）

＜主な内容＞ 捕虜は人道的に取り扱わなければならない。

- (4) 戦時における文民の保護に関する条約（第4条約）
- (5) 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第1追加議定書）
- (6) 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第2追加議定書）

＜主な内容＞ 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

（なお、第2追加議定書は、内乱等に関して適用される。）

◇ 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のことであり、国民保護法第102条第1項により定められている。

国民保護法施行令第27条及び第28条により具体的な施設等が定められており、発電所・変電所、危険物質（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物等）の取扱所等が該当する。

た

◇ 対策本部長（国）

事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

なお、市町村の対策本部は、国からの指定により国民保護法第27条に基づき設置されるものであり、本部長は市町村長をもって充てる。

◇ 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置のこと。

事態対処法第2条第1項第8号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などが挙げられている。

- (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

◇ ダーティボム

「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一般的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

◇ 弾道ミサイル

ロケット推進でいったん大気圏外に出て、重力による軌道を飛ぶミサイル。

◇ 地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議が作成する計画。市町村の区域における住民の生命、身体及び財産を自然災害から守ることを目的として作成するものであり、災害予防に関する事項、災害応急対策に関する事項及び災害復旧に関する事項を定めている。

地域防災計画では、災害が発生した場合に、第一に市町村が対応し、被害の規模に応じて都道府県や国が対応していくのに対して、国民保護計画では、有事の発生時から国、都道府県、市町村、消防機関、指定公共機関がそれぞれの役割に応じ一体となって実施していく点が異なる。

◇ 着上陸侵攻

海上・航空での優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる武力攻撃をいう。

◇ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書に定める文民保護標章をいう。 → 文民保護標章

◇ 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

◇ トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は

◇ 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路（道路）や鉄道路線等から編成される。

◇ 避難候補路

避難路の候補としてあらかじめ選定された道路。避難候補路の中から状況に応じて避難路を決定することになる。

◇ 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

◇ 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと（住民の避難の経路となる地域を含む。）。

◇ 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

◇ 避難所

あらかじめ指定を受けている避難施設のほか、緊急の必要がある場合、住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。

◇ 避難住民集合場所

避難を円滑に行うため住民が集合する場所。市町村が指定する。

◇ 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく国に準じるものもあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

◇ 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

◇ 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

◇ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態等に至ったときに、政府は、その対処に関する基本的な方針である対処基本方針を定める。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部が設置され、国の

行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

◇ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

◇ 文民保護標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

◇ 米軍大和田通信所

本市と東京都清瀬市にまたがり、総面積約119.4ha（うち新座市分94.9ha）である。

昭和15年に旧海軍気象通信所として開設され、昭和20年の終戦とともに大蔵省（現財務省）に引き継がれた。その後、昭和25年3月に米陸軍が接收し、米陸軍海外無線通信隊として使用が開始され、昭和39年7月に米陸軍から米空軍の管理へと移行された。

なお、施設の一部は気象庁の宿舎用地として、昭和56年2月まで利用されていた。

また、平成6年には、米軍及び国の許可を得て、共同使用区域内に新座市総合運動公園、清瀬市総合運動公園が設置され、市民に利用されている。

◇ 防災活動拠点

災害発生時には、迅速かつ適切な応急対策を実施する必要がある。こうした防災活動を行う拠点を防災活動拠点といい、本市全体の活動の中心となる防災中枢拠点、地区ごとの防災地区拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点などをいう。

◇ 防災基地

災害発生時の応急対策を迅速に行うため、被災者の救援・救護に必要な食料や生活必需品などを備蓄する防災倉庫及び集配機能を備えた総合的な埼玉県の防災活動拠点のひとつ。埼玉県内には、越谷、新座、秩父、中央（比企郡）、熊谷の5つの防災基地がある。

埼玉県新座防災基地は、新塚5077番地5に所在する。

◇ 防災拠点校

埼玉県の防災活動拠点の一つであり、37の県立学校が位置づけられている。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。

市内では、埼玉県立新座柳瀬高等学校が防災拠点校となっている。

◇ 防災行政無線

県庁（統制局）を中心に、主な県の出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系があり、二重化されている。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

◇ 放射性同位元素

ラジオアイソトープともいう。同一原子番号を持つ原子の間で原子量が異なる原子を同位元素と呼ぶが、同位元素は安定なものとは不安定なものがあり、不安定なものは時間とともに放射性崩壊して放射性を発する。これが放射性同位元素である。

^{40}K 、 ^{87}Rb などのように天然に存在するもののほか、現在では、原子炉や粒子加速装置を使って原子核反応によりすべての元素について多くの人工放射性同位元素が作られている。トレーサーとして各方面で用いられ、また放射線源として化学反応（放射線化学）、分析（放射化分析）、医療（放射線治療）、非破

壊検査（放射線透過検査）、計測（ α 線、 β 線、 γ 線の透過・散乱を利用した厚み計、液面計）、原子力電池などに広く利用されている。

ま

◇ 民生委員・児童委員

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、住民の相談に応じ、社会福祉の増進に努めることを任務とする。市町村の区域に置かれ、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する。

任期は3年間であり、本市の定数は217名（うち主任児童委員13名）となっている。

民生委員の設置は、民生委員法第3条に定められており、児童委員は、児童福祉法第16条第2項によって、民生委員が兼ねることになっている。

や

◇ 要配慮者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者
 - (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者
 - (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者
 - (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者
- 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

ら

◇ 陸上自衛隊朝霞駐屯地

本市と朝霞市、和光市、東京都練馬区にまたがり、総面積約172ha（うち埼玉県分約166ha）である。

昭和16年市ヶ谷台から旧陸軍予科士官学校が移転してきたが、昭和20年に米軍（陸軍及び海軍）に接收され、「キャンプ・ドレイク」となった。

昭和34年8月に「日米共同使用に関する暫定協定」が成立したことに伴い、陸上自衛隊が南地区の一部（現在の駐屯地）の共同利用を開始し、昭和35年3月に朝霞駐屯地として開設された。

◇ 臨時ヘリポート

交通途絶状況下での輸送力の確保のため、市内に、総合運動公園（本多二丁目8番16号）と埼玉県新座防災基地（新塚5077番地5）の2か所の臨時ヘリポート基地を設置している。